(2)　(1)により乗船した検査官が行う検査（漁船、漁具、装置、設備並びに漁獲物及びその製品の検査、漁業の許可証その他の関係書類の閲覧並びに必要な限度における物件の集取を含む。）を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(3)　(1)により漁業監督官の指示があった場合において、当該漁業監督官がその指定する港への移動を指示したときは、これに従わなければならない。

（北部太平洋海区及び太平洋中央海区）

中西部太平洋条約に基づくオブザーバー（中西部太平洋条約第二十八条4に規定するオブザーバーをいう。）の保護に関する保存管理措置を遵守しなければならない。

（太平洋中央海区）

(1)　大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約（昭和四十四年条約第一号）、千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約（平成二十一年条約第十号）、みなみまぐろの保存のための条約（平成六年条約第三号）、インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定（平成八年条約第三号）及び中西部太平洋条約に基づく保存管理措置を遵守するため、これらの条約の締約国であり、かつ、国連公海漁業協定の締約国である国により正当に権限を与えられた検査官が、公海水域において乗船及び検査の受入れを要請した場合であって、漁業監督官が当該検査官を乗船させることを指示したときは、当該指示に従って当該検査官を乗船させなければならない。

(2)　(1)により乗船した検査官が行う検査（漁船、漁具、装置、設備並びに漁獲物及びその製品の検査、漁業の許可証その他の関係書類の閲覧並びに必要な限度における物件の集取を含む。）を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(3)　(1)により漁業監督官の指示があった場合において、当該漁業監督官がその指定する港への移動を指示したときは、これに従わなければならない。

（インド洋海区）

(1)　大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約、千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約、みなみまぐろの保存のための条約、インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定及び中西部太平洋条約に基づく保存管理措置を遵守するため、これらの条約の締約国であり、かつ、国連公海漁業協定の締約国である国により正当に権限を与えられた検査官が、公海水域において乗船及び検査の受入れを要請した場合であって、漁業監督官が当該検査官を乗船させることを指示したときは、当該指示に従って当該検査官を乗船させなければならない。

(2)　(1)により乗船した検査官が行う検査（漁船、漁具、装置、設備並びに漁獲物及びその製品の検査、漁業の許可証その他の関係書類の閲覧並びに必要な限度における物件の集取を含む。）を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(3)　(1)により漁業監督官の指示があった場合において、当該漁業監督官がその指定する港への移動を指示したときは、これに従わなければならない。

(4)　漁業調整その他公益上の必要から操業区域等に関し、漁業監督官が必要な事項を指示したときは、これに従わなければならない。

(5)　漁獲物又はその製品の陸揚げに関し、漁業監督官が必要な指示をしたときは、これに従わなければならない。

○農林水産省告示第五百五十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、遠洋かつお・まぐろ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成二十九年四月七日

農林水産大臣　山本　有二

一　許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数

操業区域	漁業の方法	総トン数 旧トン数	総トン数 新トン数	隻数	備考（階層名）
操業区域（別記の操業区域をいう。）の一から八まで	浮きはえ縄	八〇〇トン以上一二〇〇トン未満	一二〇トン以上二〇〇トン未満	一七	(一)
		八〇〇トン以上一八〇〇トン未満	一二〇トン以上二六〇トン未満	三	(二)
		八〇〇トン以上二四〇〇トン未満	一二〇トン以上三二〇トン未満	四	(三)
		八〇〇トン以上三〇〇〇トン未満	一二〇トン以上三八〇トン未満	二六	(四)
		八〇〇トン以上三六〇〇トン未満	一二〇トン以上四四〇トン未満	一〇四	(五)
		八〇〇トン以上四二〇〇トン未満	一二〇トン以上五〇〇トン未満	四八	(六)
		八〇〇トン以上五〇〇〇トン未満	一二〇トン以上五八〇トン未満	一〇	(七)
		八〇〇トン以上五八〇〇トン未満	一二〇トン以上六六〇トン未満	二	(八)
	釣り	八〇〇トン以上一八〇〇トン未満	一二〇トン以上一八〇トン未満	一二	(一)
		八〇〇トン以上三〇〇〇トン未満	一二〇トン以上三〇〇トン未満	二	(三)
		八〇〇トン以上三六〇〇トン未満	一二〇トン以上三六〇トン未満	一	(四)
		八〇〇トン以上五〇〇〇トン未満	一二〇トン以上五〇〇トン未満	一四	(六)
		八〇〇トン以上五八〇〇トン未満	一二〇トン以上五八〇トン未満	二	(七)
		八〇〇トン以上六六〇トン未満	一二〇トン以上六六〇トン未満	一二	(八)

二　許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十九年四月七日から同年七月七日まで

備考

1　この告示に係る許可の有効期間は、平成二十九年八月一日から平成三十四年七月三十一日までとする。